

介護保険最新情報 VOL.853

「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和2年6月30日厚生労働省事務連絡） 概要版

この通知は、高齢者施設において感染者発生の準備、また、感染者発生時の対応等に係る留意事項を整理したものであり、そのうち高齢者施設の取組を抜粋

感染拡大防止に向けた取組

- 引き続き、介護保険最新情報 Vol.808「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡）（以下「4月7日付事務連絡」という。）等に基づき取組を進める。
- 入所者に対しては、感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から入所者の健康の状態や変化の有無等に留意する。

感染者発生時等の対応

- 高齢者施設で入所者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、高齢者は原則入院。
- ただし、介護老人保健施設は、状況によっては、入院調整までの一時的な期間について、都道府県の指示により、入所継続を行う場合があり得る。
- 濃厚接触者については、個室管理、ケア時の換気、感染防護具の着用、ケア前後の手洗い等の対応を行う。
- 感染者や濃厚接触者が発生した施設においては、個室管理や生活空間等の分け等を早期に行う。
- 感染者発生時の施設運営やマネジメントについては、協力医療機関の助言等も踏まえつつ、保健所の指示を受け管理者が中心となって対応すべき。
- 管理者は、保健所や派遣された専門家等と協力しながら、①施設内・法人間の調整、②行政との連絡調整、③職員のメンタルケア、④終息に向けた行動方針の作成等に努める。

高齢者施設における平時の対応等

- 感染者や濃厚接触者が発生した場合等に備え、①個室管理や生活空間等の分けに係るシミュレーション、②人員体制に関する施設内・法人内等の関係者との相談、③物資の状況の把握、④感染者等が発生した場合の対応方針を入所者や家族と共有する等
- 生活空間等の分けについては、各施設の構造・設備を踏まえ考える。
参考：「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年5月4日付厚生労働省事務連絡）2（2）⑤（i）
厚生労働省 YouTube 「宿泊療養における感染対策（非医療従事者向け）」
- 感染症対応に係る基本的な考え方、防護具の装着方法等については、上記や下記の動画等も参考に施設内や法人内で意識付けや研修（実地研修を含む）を行い、平時より施設の感染症対応力を向上させる。
参考：厚生労働省 YouTube 「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」

感染者等の退院患者の施設での受入

- 新型コロナウイルス感染症患者の退院に関して、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断る。
新型コロナウイルス感染症に感染していない患者が退院した場合に、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるという理由で入所を断る。
上記は、受入を拒否する正当な理由には該当しない。